

商品概要説明書

みのり

(平成 30 年 10 月 1 日現在)

商品名	みのり
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none">○当 J A の正組合員およびその同居（同一敷地内可）の家族の方。○当 J A の正組合員およびその同居の家族の方が経営する法人。○個人のお客様は、お申込み時の年齢が満 20 歳以上であり、最終償還時の年齢が満 71 歳未満の方。ただし、原則として満 20 歳以上の同居の後継者の連帯保証があれば、71 歳以上も可能とします。○個人のお客様は、前年所得が 300 万円以上ある方（なお、法人のお客様の場合、当期利益を計上していることが必要です）。○原則として、営農年数（営業年数）が 1 年以上の方。○個人のお客様は、原則として、同一地区内に 1 年以上居住している方。○その他当 J A が定める条件を満たしている方。
資金使途	<ul style="list-style-type: none">○農業関連事業に必要な資金とし、資金使途の確認可能なものとします。
借入金額	<ul style="list-style-type: none">○1,000 万円以内とし、かつ所要金額の範囲内で円単位とします。また、一家族あたりの本ローン利用残高は 1,000 万円以内とします。
借入期間	<ul style="list-style-type: none">○15 年以内とします。ただし、期日一括返済の場合は 1 年以内とします。また、元金返済の据置期間は 1 年以内とします。
借入利率	<ul style="list-style-type: none">○固定金利型といたします。○東京都信用農業協同組合連合会が実施する J A バンク東京農業パワーアップ利子補給制度を適用することができます（最長で 10 年間、最大で年 1.0 % に相当する利息）。この場合、ご本人の負担は借入利率から利子補給率を差し引いた利率とします。なお、利子補給制度の申請が多数の場合、お取り扱いを中止する場合がございます。○利率は店頭に掲示します。詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせください。
返済方法	<ul style="list-style-type: none">○元金均等返済（毎月、一定額の元金と元金残高に応じた利息を支払う方法）または元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）もしくは期日一括返済のいずれかをご選択いただけます。なお、期日一括返済の場合には、毎月の利息のお支払いをいただきます。
担保	<ul style="list-style-type: none">○不要です。
保証人	<ul style="list-style-type: none">○原則不要です。ただし、お申込みの内容によっては、連帯保証人が必要となる場合もあります。

手数料	<p>○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。</p> <p>①全額繰上返済の場合…3,240円</p> <p>②一部繰上返済の場合…3,240円</p> <p>○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は5,400円の条件変更手数料（消費税等含む。）が必要です。</p>																
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店または金融共済部（電話：042-554-7100）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。</p> <table border="1" data-bbox="459 920 1417 1189"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>電話番号</th> <th>受付日</th> <th>受付時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京弁護士会 紛争解決センター</td> <td>03-3581-0031</td> <td>月～金（祝日、 年末年始を除く）</td> <td>9:30～15:00</td> </tr> <tr> <td>第一東京弁護士会 仲裁センター</td> <td>03-3595-8588</td> <td>月～金（祝日、 年末年始を除く）</td> <td>10:00～12:00 13:00～16:00</td> </tr> <tr> <td>第二東京弁護士会 仲裁センター</td> <td>03-3581-2249</td> <td>月～金（祝日、 年末年始を除く）</td> <td>9:30～12:00 13:00～17:00</td> </tr> </tbody> </table> <p>東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という。）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。</p>	名称	電話番号	受付日	受付時間	東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金（祝日、 年末年始を除く）	9:30～15:00	第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金（祝日、 年末年始を除く）	10:00～12:00 13:00～16:00	第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金（祝日、 年末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～17:00
名称	電話番号	受付日	受付時間														
東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金（祝日、 年末年始を除く）	9:30～15:00														
第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金（祝日、 年末年始を除く）	10:00～12:00 13:00～16:00														
第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金（祝日、 年末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～17:00														
その他	<p>○お申込みに際しては、当JA所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い合わせください。</p>																

JAにしたま